

## たつの市ごみ減量化・再資源化活動推進宣言の店認定制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量化、再資源化活動等に取り組む事業所・店舗をたつの市ごみ減量化・再資源化活動推進宣言の店（以下「たつのエコマスターショップ」という。）として認定し、事業者等の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、市民に周知することにより、ごみ減量化及び再資源化の一層の推進を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 たつのエコマスターショップの対象は、市内において、次の各号に掲げる項目のうち3項目以上の取組を行う事業所・店舗とする。

- (1) 店頭回収ボックスの設置による紙パック、空き缶及びペットボトル等の回収
- (2) 簡易包装及びマイバッグ持参の推進
- (3) 再生品及びリターナブル品の使用推進
- (4) 紙ごみの減量化、分別及びリサイクル
- (5) 剪定枝、落ち葉及び刈草の腐葉土化
- (6) 生ごみの堆肥化及び菜園への生ごみ堆肥の活用
- (7) 廃棄商品及び廃棄原材料の減量化を考慮した生産及び販売体制
- (8) 廃棄された製品部材の自社製品への再利用
- (9) 商品搬送用容器の再使用
- (10) 自社製品又は自店販売製品等の無料修繕
- (11) 従業員への環境教育の実施（ごみ分別の周知徹底、個人用ごみ箱の廃止等）
- (12) 見学者及び消費者への環境啓発
- (13) フリーマーケット会場の無償提供
- (14) 事業所・店舗周辺のボランティア清掃活動、緑化活動
- (15) その他事業所・店舗の創意工夫によるごみ減量化、再資源化活動

### (申請)

第3条 たつのエコマスターショップの認定を受けようとする事業者は、たつのエコマスターショップ（新規・更新）認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項の申請において、事業者は、認定を受けようとする事業所・店舗が複数あるときは、事業所・店舗ごとに申請するものとする。

### (認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、たつの市ごみ減量化推進会議の意見を聞いて認定の可否を決定し、認定するときは、申請者に認定証を交付するものとする。

(認定期間)

第5条 たつのエコマスターショップの認定期間は、3年とする。

(更新)

第6条 事業者は、前条の認定期間の満了後引き続き認定を受けようとするときは、認定期間満了日の60日前までに、たつのエコマスターショップ(新規・更新)認定申請書(様式第1号)により市長に更新申請するものとする。

2 市長は、前項の更新申請があったときは、たつの市ごみ減量化推進会議の意見を聞いて認定の可否を決定する。

(認定事業者の義務)

第7条 たつのエコマスターショップは、認定申請した事項に継続して取り組み、ごみ減量化、再資源化等を実践しなければならない。

2 たつのエコマスターショップは、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに書面(様式任意)により変更内容を市長に届け出なければならない。

3 たつのエコマスターショップは、認定を辞退しようとするときは、書面(様式任意)により市長に届け出なければならない。

4 たつのエコマスターショップは、市長が、ごみ減量化、再資源化等の取組内容等について調査するときは、これに協力しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、たつのエコマスターショップが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) たつのエコマスターショップから前条第3項の届出があったとき。

(2) たつのエコマスターショップの廃業が確認されたとき。

(3) たつのエコマスターショップが認定基準に該当しないと認められるとき。

(4) その他認定事業所・店舗として適当でないとして認められるとき。

(認定証の返納)

第9条 たつのエコマスターショップは、認定を受けなくなったときは、認定証を返納しなければならない。

(啓発)

第10条 市長は、廃棄物の減量化及び再資源化の一層の推進を図るため、たつのエコマスターショップの名称及び取組内容等を市ホームページ等に掲載して積極的に啓発するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

様式第1号（第3条、第6条関係）

たつのエコマスターショップ（新規・更新）認定申請書

年 月 日

たつの市長 様

（申請事業者）  
事業所・店舗所在地  
事業所・店舗名称  
代表者役職・氏名  
連絡先 電話

たつの市ごみ減量化・再資源化活動推進宣言の店認定制度要綱の規定に基づき、たつのエコマスターショップの認定について申請します。

なお、当事業所・店舗における取組内容は、以下のとおりです。

申請に当たっては、記載内容の公表について同意します。

- 1 取組項目（下記のうち事業所・店舗で取り組む**3項目以上**について下表に記載）
- (1) 店頭回収ボックスの設置による紙パック、空き缶及びペットボトル等の回収
  - (2) 簡易包装及びマイバッグ持参の推進
  - (3) 再生品及びリターナブル品の使用推進
  - (4) 紙ごみの減量化、分別及びリサイクル
  - (5) 剪定枝、落ち葉及び刈草の腐葉土化
  - (6) 生ごみの堆肥化及び菜園への生ごみ堆肥の活用
  - (7) 廃棄商品及び廃棄原材料の減量化を考慮した生産及び販売体制
  - (8) 廃棄された製品部材の自社製品への再利用
  - (9) 商品搬送用容器の再使用
  - (10) 自社製品又は自店販売製品等の無料修繕
  - (11) 従業員への環境教育の実施（ごみ分別の周知徹底、個人用ごみ箱の廃止等）
  - (12) 見学者及び消費者への環境啓発
  - (13) フリーマーケット会場の無償提供
  - (14) 事業所・店舗周辺のボランティア清掃活動、緑化活動
  - (15) その他事業所・店舗の創意工夫によるごみ減量化、再資源化活動

	項目番号	取組概要
①		

②	項目番号	取組概要
③	項目番号	取組概要
④	項目番号	取組概要
⑤	項目番号	取組概要
⑥	項目番号	取組概要
⑦	項目番号	取組概要
⑧	項目番号	取組概要
⑨	項目番号	取組概要
⑩	項目番号	取組概要

※記載スペースが不足する場合は、別紙に記載してください。

## 2 担当者

部 署 :

役 職 :

氏名 (ふりがな) :

連絡先 電 話 :

F A X :

Eメール :